

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成 26 年度	次回見直し予定	平成 31 年度
条 例 名	神奈川県個人情報保護条例				
条 例 番 号	平成2年神奈川県条例第6号	法規集	第1編第1章第1節の2		
所 管 室 課	政策局情報企画部情報公開課				
条 例 の 概 要	県の機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めている。				
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 〔現在でも必要な条例か。〕	<p>県は、平成2年に全国の都道府県に先駆け条例を制定し、個人情報保護制度を実施している。</p> <p>ネットワーク社会の進展により情報漏えいに対する県民の不安が増大するなど、県内における個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害の防止を図ることが一層重要となっていることから、基本的人権の擁護及び公正で民主的な県政の推進に努めるため、本条例は必要である。</p>			<p>平成 25 年度運用実績</p> <ul style="list-style-type: none"> 自己情報の請求件数等 32,836 件
	有効性 〔現行の内容で課題が解決できるか。〕	<p>過去の運用状況が示すとおり、多数の県民等によって自己情報の開示請求等の条例で定める個人情報保護制度が利用されており、また、実施機関における個人情報の取扱いに関する審議会への諮問や個人情報取扱事務登録も適時適切に行われていることから、本条例は、個人情報保護施策の総合的な取組みの推進に有効に機能している。</p>			<p>平成2～25年度運用実績の累計</p> <ul style="list-style-type: none"> 自己情報の請求件数等 376,242 件 個人情報取扱事務登録（平成25年度末）事務数 3,314 件 文書件名数 12,420 件
効率性 〔現行の内容で効率的といえるか。〕	<p>実施機関が原則として条例に基づき事務を執行し、個人情報の提供等に係る例外的な場合のみ審議会に諮る仕組みとなっており、かつ、審議会への諮問事案についても、事前の調整により、原則1回の審議で済むようにするなど、効率的な運用を図っている。</p> <p>しかし、審議会からの答申に基づく運用解釈で対応している部分についてより明確化を図るため、国の「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」等に倣い条文化するなど、改正を検討する必要がある。</p>				

	<p>基本方針適合性</p> <p>県政の基本的な方針に適合しているか。</p>	<p>「かながわグランドデザイン」に掲げられている「県民との対話による開かれた県政の推進」における「個人情報保護の推進」に適合している。</p>	<p>神奈川グランドデザイン</p> <p>○個人情報保護の推進「個人情報保護と有効な利用についての意識啓発活動による個人情報保護の推進」</p>
	<p>適法性</p> <p>憲法、法令に抵触しないか。</p>	<p>個人情報に関する基本法である「個人情報の保護に関する法律」の「第5条（地方公共団体の責務）」及び「第3節 地方公共団体の施策（第11条から第13条）」の規定に則した内容であり、現行の憲法、法令に抵触するものではない。</p> <p>しかしながら、平成25年5月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）」が公布されたことを受けて、同法で定める「特定個人情報」を定義するなど、同法に対応できるよう改正を検討する必要がある。</p>	
	<p>その他</p>		
<p>見直し結果</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 4 改正及び運用の改善等を検討する。 5 廃止を検討する。 	<p style="text-align: center;">理 由 等</p> <p>マイナンバー法へ対応するとともに、運用解釈で対応している箇所を条文化するなど、わかりやすい条例とするため改正及び運用の改善等を検討する必要がある。</p>	